

(一般公募)

産業廃棄物処理委託契約書に係る電子化サービスシステムの提供並びに
当該システムに接続するエントランスシステムの開発及び運營業務委託
仕様書

－ Ver.1.3 －

令和 2 年 10 月

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
(産業廃棄物処理委託契約書電子化推進プロジェクト)

件 名

産業廃棄物処理委託契約書に係る電子化サービスシステムの提供並びに当該システムに接続するエントランスシステムの開発及び運營業務委託

趣 旨

産業廃棄物処理委託契約書の事務に関しては、廃棄物処理法による規制や収入印紙の取扱い等、日々、その作成と管理に時間をとられ、この契約書で法令上の問題はないか、産廃行政や税務署等から指摘を受けないかと不安を抱えながら、廃棄物処理の業務に従事しているという声を、多くの産業廃棄物処理業者から聞きます。

このような状況下において、電子マニフェストの普及拡大と呼応するかのように、以上の問題を解消するものとして「契約書の電子化サービス」（いわゆる電子契約）を利用する事例が増えてきており、本会としても、会員（産業廃棄物処理業者）に向け、この点に係る意識調査を実施し、別添のとおりとりまとめたところです。

その結果を踏まえ、今般、産業廃棄物処理業者のための電子契約に係る所要のシステムを整備し、これを業界標準として普及促進させていくことを通じ、効率的で透明性のある委託基準の遵守徹底、ひいては産業廃棄物のさらなる適正処理の推進及び確保に資する事業を実施するため、以下のとおり公募するものです。

公募内容

1. 電子契約（サービス）の提供

本件事業のために新たなシステム開発を伴うサービスの提供を求めるものではありません。不特定多数に向け、既に提供しているサービスについて、別途、本会を介して産業廃棄物処理業者等が利用できるようにすることで足りります。

2. 上記サービスが本会を介して利用されるためのエントランスシステムの開発

本件「エントランスシステム」とは、上記サービスの提供に当たり、産業廃棄物処理業者等が本会のウェブサイト内にログインできる独自の入口を設け、パスワードによるセキュリティチェックを経て、これを透過的に利用できるようにするものをいいます。

留意事項 エントランスシステムは、次の機能等を有するものとします。

- ①利用者管理
- ②セキュリティ管理
- ③課金管理（本件受託者が利用者ごとに明細を作成して本会に請求し、本会が各利用者に対して手数料を付加した上で請求できる機能を有するものであること。）
- ④機能制限（本件以外の利用者と区分するために機能上の制限が必要な場合には、そのための機能を有するものであること。）

3. 上記エントランスシステムの運營業務

上記サービスシステム（以下「電子契約システム」といいます。）とエントランスシステムに係る接続環境の維持管理、利用者からの技術的な照会及び支障対応等、本件事業を安定的に、かつ継続して運営していくための保守・サポート業務を含むものとします。

費用概算

1. エントランスシステムの開発に係る費用
 - ①支払上限 800,000 円（消費税込み）
 - ②支払時期 中間成果品の提出時 500,000 円
最終完成品の提出時 精算残額分
2. エントランスシステムの運營業務に係る費用
 - ①支払上限 一月当たり 50,000 円（消費税込み）
 - ②支払時期 原則前月分に係る当月 20 日の支払い

資格要件

応募には、次の点を全て満たすことが必要です。

- 電子契約システムを構築し、及び保有し、不特定多数に向けたサービスの提供その他これに付随する事業についての実績（産業廃棄物処理委託契約書に係るものが豊富であると、より望ましい）を有すること。
- 構築し、及び保有する電子契約システムは、その他の主だった電子契約システム並びに電子マニフェストシステム（廃棄物処理法第 2 条第 6 項に定める電子情報処理組織の仕組みをいい、これに係る主だった ASP のシステムを含む。）と共通のインターフェースを現に有し、又は将来において軽微な改築調整により有することができるようになるものであること。
- 本会が利用者から徴収する料金（以下「本会徴収料金」という。）に、本会の収入とする手数料*が含まれる点を踏まえ、それでもなお、本会徴収料金が市場競争力を伴うものとなるよう、必要に応じ、本件事業に係る利用料（本会徴収料金から手数料を差し引いた後の本件受託者の収入となるもの）を、標準の利用料と異なる設定にできる余地があること。

*本会としては 1 件につき消費税込 100 円程度を想定していますが、より高額の手数料を確保できる考えがあれば、後述のプレゼンテーション時に併せて提案をお願いします。
- 本会が設置する産業廃棄物処理委託契約書電子化推進プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）選定の会員等（10 社まで）による約一月半の間のサービス試用及びその評価、いわゆる商品モニタリングへの協力が可能であること（これにより発生する費用については、エントランスシステムの開発に係る費用及び運營業務に係る費用と別途に本会がその実費を支払い、負担する）。
- 大阪府又はその周辺域内にサービス拠点を有すること。
- 本件事業の実施・運営に当たり少なくとも 1 名を担当配置すること（窓口となる者を選任すれば足りるものであり、専属従事することを求めるものでない）。

決定方法

プロジェクトに向けたプレゼンテーションを、次の要領でお願いします（応募多数の場合に限り事前の書類選考あり）。なお当日は、プレゼンテーションが終了した後、引き続き本会から商品モニタリングへの協力手順等について説明する予定をしています。

- ①日時 令和 2年 12月 4日（金）14時00分から16時00分までの間の20分程度
- ②場所 本会会議室
- ③資料 プレゼンテーション用に作成し、使用する資料は事前の提出を原則とします。
- ④内容 提供するサービスの概要及び特徴について
本会徴収料金が本会の収入とする手数料を含むものである点に配慮して本件事業に係る利用料を標準の利用料と異なる設定にすることの要否、また必要な場合はその推計額について（手数料の想定額を含む。）
エントランスシステムの各種機能（イメージ）及び費用の総額について
エントランスシステムを運営していくための保守・サポート業務において、対応可能な範囲及びその業務に係る費用について
以上のほか、本会又は利用者に対して別途必要な費用（初期導入費用及びシステム調整費用等）について

上記内容を、提出書類及び商品モニタリングの結果と併せ、プロジェクトが総合的に比較評価した後、これを理事会に報告し、そこで最終的な審議及び機関承認を経て本件受託者を決定します。

納 期 等

エントランスシステムの開発期間を、次のとおり設けます。

- ①システム開発着手 令和 3年 2月 1日
- ②中間成果品の提出 令和 3年 3月 31日（翌日からパイロット事業の開始を予定。）
- ③最終完成品の提出 令和 3年 5月 31日（翌日から正式な事業として開始を予定。）

応 募

1. 方法

次の書類送付※をもって受け付けます。

- ①会社概要を示すもの
 - ②電子契約システムの概要、特徴及び実績等を示すもの
 - ③エントランスシステムの開発に係る費用及び運営業務に係る費用等の見積書
- ※応募多数の場合、これらの書類により2社程度を事前選考することとします。

2. 期間

令和 2年 10月 21日（水）から令和 2年 11月 20日（金）まで※

※期間内に下記必着のものとなります。

3. 担当

公益社団法人大阪府産業資源循環協会 事務局（龍野・西田）

住 所 〒540 - 0011 大阪市中央区農人橋一丁目1番22号 大江ビル3階

電 話 番 号 06 - 6943 - 4016

ファックス番号 06 - 6942 - 5314

電子メールアドレス e-contract@o-sanpai.or.jp

行 程

| 時期 | 本 会 | 応募者 |
|------------------|---------------------------------|-----------------|
| 令和 2 年 10 月 21 日 | 公募開始 | 必要書類送付 |
| 令和 2 年 11 月 20 日 | 公募締切 | |
| ） | プレゼンテーション準備依頼 | プレゼンテーション資料提出 |
| 令和 2 年 12 月 4 日 | コンペティション開催 商品モニタリング説明 | |
| 令和 2 年 12 月 7 日 | 商品モニタリング開始 | |
| ） | プロジェクトによる中間評価 | |
| 令和 3 年 1 月 20 日 | 商品モニタリング終了 | |
| ） | プロジェクトによる最終評価 | |
| 令和 3 年 1 月 27 日 | 理事会による審議・機関承認 | |
| 令和 3 年 2 月 1 日 | 契約相手方決定通知文書送付 | |
| | エントランスシステム開発請負契約締結 | |
| | | エントランスシステムの開発着手 |
| ） | 本件事業を本会の事業に追加するための大阪府所管課との事前相談※ | |
| 令和 3 年 3 月 31 日 | 予算一部執行 | エントランスシステム中間成果品 |
| 令和 3 年 4 月 1 日 | エントランスシステム運營業務委託契約締結 | |
| | 本件事業（パイロット）開始・適宜補正調整 | |
| ） | 本件事業を本会の事業に追加するための大阪府所管課との事前相談※ | |
| 令和 3 年 5 月 31 日 | 予算全面執行 | エントランスシステム最終完成品 |
| 令和 3 年 6 月 1 日 | 本件事業（変更後の正式な事業として）開始 | |

※事前相談が難航した場合、本件事業の開始を延期する可能性があります。

参 考

別添

「産業廃棄物処理委託契約書の電子化サービスに関する意識調査：アンケート結果」

以上